



お得に引っ越し！

神戸市に家族で住み替えませんか？

－神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業のご案内－

第2期
8/1
受付開始

神戸市が、親世帯と子世帯の、近居・同居する目的でした引越し費用などを最大20万円補助！

【フラット35】借入金利を当初5年間0.25パーセント引下げ！
【フラット35】Sと併せてもご利用いただけます

神戸市の補助を受けて併せてみなと銀行で【フラット35】をお申し込みした場合、融資手数料を引き下げ！

詳しい内容、要件等については内面をご覧ください。

神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業の助成と併せて、**既存住宅**の購入の際、**みなと銀行**で**【フラット35】子育て支援型**をお申込みいただくと、**【フラット35】借入金利を当初5年間0.25%引下げ**、さらに、**融資手数料が引き下げ**られます！

神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業について

助成内容

移転した世帯が支払った引越し代の半額を助成（**最大10万円**まで）

★子世帯が市外から転入もしくは市街地西部地域（※1）へ転入する場合、移転した世帯が支払った引越し代および住宅の購入・賃貸にかかる費用（不動産登記費用、仲介手数料、礼金）の半額を助成（**最大20万円**まで）

手続きの方法

下記募集期間のとおり3期に分けての申込を受けます。

 申込期間は引越した後、引越しの翌月から3ヶ月目の末日までです。（例：平成30年6月7日に引越した場合、申込は9月30日まで）募集期間中に下記申込書類を添えて、申込先へ持参もしくは郵送してください。ただし、第3期募集期間に移転をされる方については、第3期募集期間内であれば移転前の申込も受付けております。

必要書類

- ①申込書 ②申込用チェックシート

 ③転入・転居費用の領収書（第3期に移転前申込をされる場合は、見積書もしくは明細書）

※1・2 市街地西部地域とは中央・兵庫・長田区の南部地域の一部を指します。市街地西部地域に子世帯が転入した結果、親・子世帯が市街地西部地域内で住む場合に、距離要件を緩和します。

募集（申込）期間（申込書類必着）

第1期：平成30年4月2日（月曜）～平成30年7月31日（火曜）【終了】

第2期：平成30年8月1日（水曜）～平成30年11月30日（金曜）

第3期：平成30年12月3日（月曜）～平成31年2月28日（木曜）

※移転日によって申込時期が異なります。

 ※申込件数が募集件数を上回った場合は抽選とさせていただきます。

 ※申込期間は「引越し後～引越しの翌月から3ヶ月目の末日」です。

 複数期に申込資格がある場合でも、お申込はどちらか一期のみ受け付けます。

助成対象要件

（下記の①から⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。）

 ①子世帯は小学校入学前の子どもがいる世帯であること。

 ②親世帯は神戸市内に1年以上居住している世帯であること。

 ③同居もしくは近居（同一小学校区内もしくは直線距離で1km以内）すること。（※2）

★市内移転の場合は、移転前から同一小学校区内もしくは直線距離で2km以内に住んでいないことも要件とする。

 ④移転世帯員全ての平成29年1月1日から平成29年12月31日までの年間所得合計（総所得）が510万円未満であること。

 ⑤良好な住宅環境に入居すること

★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること。

 （昭和56年6月1日以降に建築（着工）した住宅）

 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された住居の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅。）

★広さが最低居住面積水準以上であること。

【フラット35】子育て支援型について

制度内容

※ 助成を受けられる方でも【フラット35】の借入金利の引き下げの対象とならない場合があります。

神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業の助成とセットで【フラット35】の借入金利を当初5年間0.25%引き下げる制度です。また、【フラット35】Sとも併せてもご利用いただけます。



【フラット35】子育て支援型にお申込みできる主な要件

- 「神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」の助成対象要件に該当すること（**但し、子世帯が市外から転入もしくは市街地西部地域へ転入する場合に限る**）
 - 取得する住宅は、**既存住宅**であること
 - 子世帯は6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（出産予定の子どもを含む）とその親を含む世帯員で構成されていること
 - 親世帯は子世帯の親のどちらかの親が含まれる世帯であること
 - （同居の場合）子世帯と親世帯が神戸市内に同居すること
 - （同居の場合）取得する住宅の住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画（全国計画）における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること
 - （近居の場合）次のいずれかに該当する近居であること
 - ・同一の小学校区内に子世帯と親世帯が神戸市内に居住
 - ・概ね1キロメートル以内に子世帯と親世帯が神戸市内に居住
 - ・神戸市が規定する市街地西部地域に子世帯と親世帯がともに居住
- ※子世帯の世帯主が助成事業の交付申請をする場合に限りです。

（注1）【フラット35】子育て支援型及び【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります。（予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間までに【フラット35】サイト（www.flat35.com）でお知らせします。）

 （注2）【フラット35】Sとは、【フラット35】を申込みのお客さまが、省エネルギー性・耐震性等、質の高い住宅を取得する場合に、借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度です。【フラット35】Sには金利引下げ期間が異なる金利Aプラン、金利Bプランがあり、適用となるプランは取得する住宅の質により決定します。詳しくは【フラット35】サイトでご確認ください。（【フラット35】サイトwww.flat35.com）

みなと銀行の融資手数料引き下げについて

融資手数料引き下げ内容

「神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」の助成を受け、【フラット35】子育て支援型タイプを、みなと銀行でお申込みされると、通常の【フラット35】融資手数料が引き下げられます。

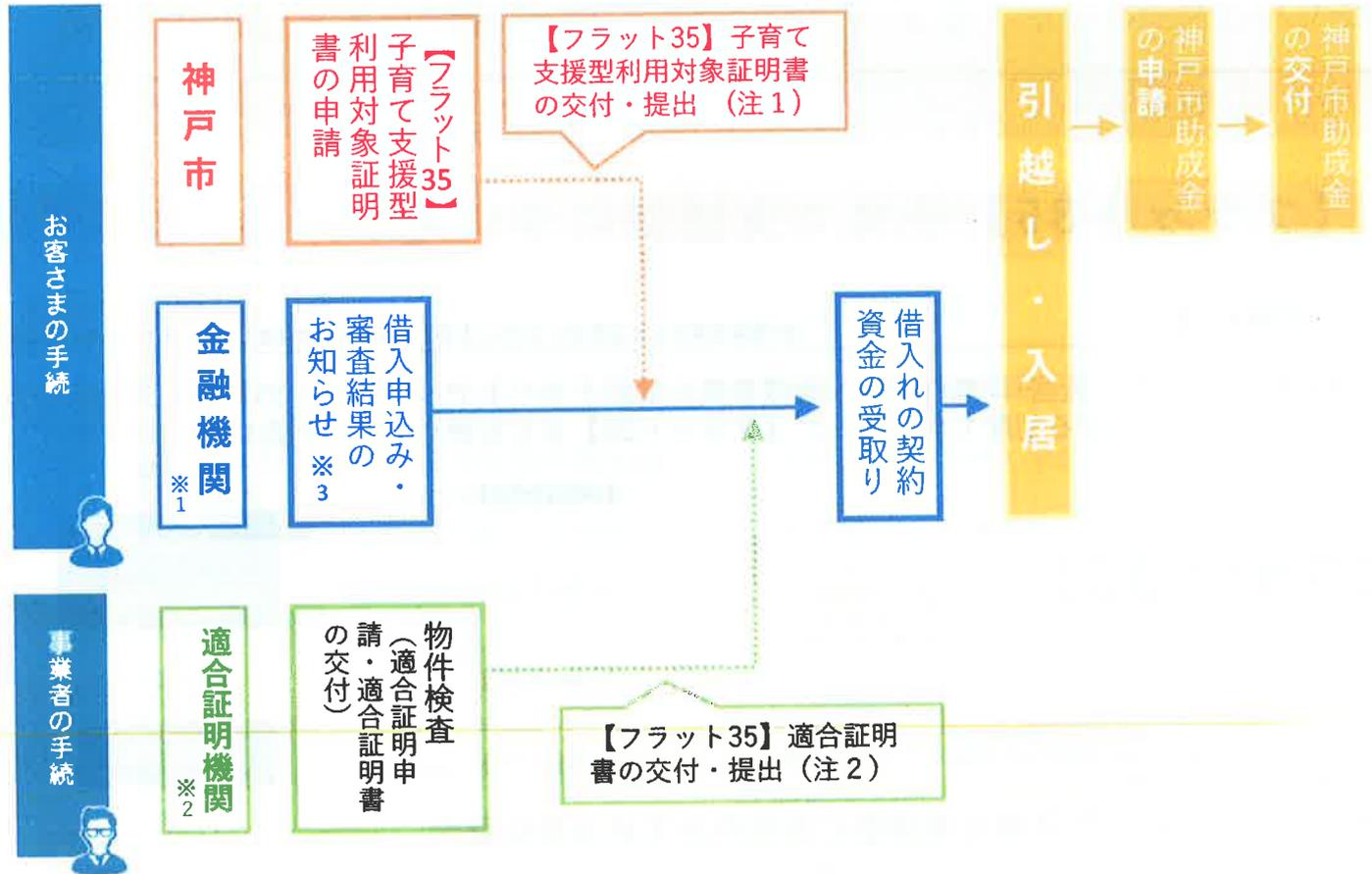
定率タイプ

 融資手数料、通常 融資額×2.16%が **▲** 融資額×0.85%

定額タイプ

 融資手数料、通常 32,400円が **▲** 10,800円

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。注1（【フラット35】子育て支援型利用対象証明書）および注2（【フラット35】適合証明書）は、借入れの契約時まで金融機関へ提出する必要があります。

- ※1 みなと銀行以外の金融機関は、機構ホームページ等でご確認ください。
- ※2 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者となります。
- ※3 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

各種制度のお問い合わせ先

神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業について

神戸市 住宅都市局 住宅部 住宅政策課 電話：078-322-5574

【フラット35】子育て支援型について

住宅金融支援機構 近畿支店 兵庫センター 電話：078-327-5015

【フラット35借入れに当たっての注意事項】●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体借入生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●健康上の理由等で団体借入生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型、【フラット35】S及び【フラット35】リノベは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】リノベは、借換融資には利用できません。●【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。